鹿行ニュース　No.3
令和　4年　4月　5日

鹿　児　島　県　行　政　書　士　会
鹿児島市与次郎2-4-35　KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500　FAX：099-213-7033

鹿児島県行政書士会
会員各位　　会　長　鶴　　信光

日行連より令和4年3月30日付日行連発第1919号「社会福祉連携推進法人制度の施行」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

日行連発第 1919 号
令和 4 年 3 月 30 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会 長　常 住　　豊
許認可業務部
部長 村 山 豪 彦

社会福祉連携推進法人制度の施行について（周知）

厚生労働省において、令和4年4月より、社会福祉連携推進法人制度が施行されます。社 会福祉連携推進法人は、社会福祉法人を始めとした複数の福祉サービス事業者が連携・協働 し、地域特性に応じた新たなサービスの創出や、福祉人材の育成・確保、物資調達の共同化 など、個々の法人の経営を支援するための業務を行う新たな法人制度です。

詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

本件については、月刊日本行政 4 月号に記事を掲載するほか、日行連会員サイトにて周知いたしますが、 各単位会におかれましても、 会員への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】
・社会福祉連携推進法人制度
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

以上

※上記詳細については、日行連会員サイト及び上記【厚生労働省ホームページ】社会福祉連携推進法人制度ＵＲＬにてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
暴力追放三ない+①運動「暴力団」を恐れない・に金を出さない・を利用しない・と交際しない+①